

08 年 9 月議会質問原稿

日本共産党 小手川 恵

1、財政健全化法に基づく自治体財政について

地方財政再建促進特別措置法が廃止され、昨年 6 月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」―財政健全化法が成立しました。この法のねらいは国による行政的統制の強化にあるため、わが党は法案成立に反対の立場をとっています。

従来の地方財政再建促進特別措置法は、基本的には「財政破綻」した自治体(現在は夕張市のみ)への財政統制制度でしたが、財政健全化法では「健全段階」からすべての自治体に財政指標(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)による統制の網がかけられることになります。4つの指標のうち1つでも国が定めた基準を上回れば早期是正の対象となり財政健全化団体として、財政健全化計画策定が義務付けられます。公営企業の資金不足比率が基準以上になった場合は、経営健全化計画策定が義務付けられるなど早い段階から国による統制をうけることになります。

この法の導入の背景には国の地方経費縮小と自治体財政悪化があると言われています。今後、総務省は、すべての自治体の数値を公表し、自治体間の財政状況を競わせようとしてくるでしょう。自治体間を競わせながら更なる地方経費削減を推し進めてくる可能性は否めません。そもそも、自治体財政悪化の大きな原因は、それぞれの自治体財政の歴史的・個別的事情、経過を考慮しなければなりません。なにより国が推し進めた 90 年代の大型公共事業の推進、そして記憶に新しい、三位一体の改革による地方交付税の削減が地方財政危機をもたらしていると指摘しなければなりません。

自治体財政の役割は、住民福祉の向上を基本に、住民が安全・健康で文化的な生活を送るために社会的に必要な公共サービスや公共施設を提供することにあります。財政削減を優先して住民サービスを切り捨てる「不名誉な黒字」ではなく、国による財政削減の下でも住民サービスをできるだけ維持する「名誉な赤字」を選ぶこともありうる。つまり、財政健全化至上主義に陥らない立場を貫くことが重要と考えますが見解を求めます。

また、財政健全化法の重要な柱の一つである、財政状況の住民への情報公開の原則から言えば、市民にわかりやすい財政状況を示す資料提供が必要と考えますが、見解を求めます。

実際の法の適用は、平成 20 年度決算からであるため、平成 19 年度分に関しては、今議会には報告事項となっていますが、指数は公表されました。その指数を見ますと、大分市の場合は早期健全化基準比率以内ですが、国立公園高崎山自然動物園事業特別会計が、資金不足比率が経営健全化比率を上回っています。

すが、今後の方向性についてお答えください。

2、公共施設の耐震対策について

まず、教育委員会関係の耐震対策についてです。

5月12日マグニチュード7・8の中国・四川大地震は6万人もの死者を出し改めて地震の恐ろしさを認識させられました。特に、倒壊した多くの学校で未来ある子どもたちの命がたくさん失われたことに世界の人々が心痛む思いをしたはずです。私たちの国でも他人事ではありません。子どもたちが1日の大半を過ごす施設の耐震対策が急がれます。

政府も重い腰をあげ、小中学校の耐震化を進めるためにIS値0.3未満の建物に限り耐震補強工事は、原則2分の1の国庫補助率を向こう3年間3分の2まで引き上げることと決定し、地震防災対策特別措置法を6月18日施行いたしました。その後6月20日政府が発表した全国小中学校の耐震化率は62.8%。大規模地震で倒壊するおそれのある校舎は1万棟もあることは国民に大きなショックを与えました。

さて、大分市に目を向けてみますと大分市の小中学校の耐震化率は平成20年度末で64.9%となり、平成28年度まで後、8年間かけて、残りの100棟の耐震化に取り組む計画になっていました。

そこで質問をいたしますが、

- 1、9月議会を前に、平成22年までにIS値0.3未満の小中学校校舎の耐震補強を終了する計画変更をしたことは評価をしたいと思います。残された校舎等の建て替え計画はどうなっているのか。また、IS値0.7未満の小中学校校舎及び公立幼稚園について、1日も早く耐震化を推し進める必要があります。耐震化計画の更なる見直しを求めます。
- 2、耐震対策予算を国に申請する場合、県の耐震判定会の審査を経なければなりませんが、判定会が1チームしかなく年間約80件ほどしか審査できないと聞いています。県に対しチームを増やすよう求めるべきではないでしょうか。
- 3、特別措置法では、耐震診断結果を公表することを求めています。耐震診断結果を早急に実名公表すべきではないでしょうか。合わせて公立幼稚園についても同様に公表することを求めます。
- 4、地区公民館の耐震診断・対策は終了していますが、校区公民館・自治区公民館についても市の責任で診断・対策が必要ではないでしょうか。方向性をお示してください。

次に福祉施設の耐震化について質問をいたします。

保育に欠ける子供たちが、1日を過ごす、公立・認可保育所の耐震診断・対策についてです。公立保育所の場合、耐震化に問題のある昭和56年以前に建設された9保育所10棟のうち、耐震診断をしていないのが桜ヶ丘保育所の2棟のうちの1棟と野津原保育所だけです。そして耐震診断結果、対策が必要なのに実施していないのは住吉保育所です。今後の方向性をお示してください。

関連して、野津原保育所の建て替えについてですが、昭和51年に建設され敷地面積も狭く、奥まった場所にあることもあり合併前にすでに、建て替えを予定し設計図も引かれており、場所も現在の野津原支所のとりの空き地に決定をしていたと聞き及んでいます。この計画はどうなっているのかと疑問の声が寄せられています。今後の方向性についても合わせてお示してください。

さて、認可保育園ですが、50園のうち、昭和56年以前に建築された棟数は18園18棟。そのうち耐震診断を実施しているのは、わずか1園1棟にすぎません。早急に耐震診断・対策を講じることが求められます。まず、市の責任で17棟の耐震診断を早急に行うことを求めます。さらに、対策が必要な施設についての耐震化の国土交通省の補助金は国・地方あわせてわずか15・2%にすぎません。増額を国に求めるとともに当面、市の独自助成を行う必要があるのではないのでしょうか、見解を求めます。

また、市内の障害者施設・高齢者施設の耐震診断と対策について状況把握と対策の取り組みはどのように考えているのか見解を求めます。

3、 地区公民館などの管理等について

市内には、グリーンカルチャーセンターを含めて13の地区公民館があります。地区公民館は、市民の生涯学習の場であり、年間の利用者は、平成18年度、102万5000人、19年度では、109万7000人にのぼります。市民が最も多く利用する身近な公共施設です。

木造のグリーンカルチャーセンターをのぞき11館はRC構造であり、耐用年数は60年とされています。現在建て替え中の佐賀関公民館をのぞくと、一番古い鶴崎公民館は建築後36年を経過し、一番新しい、西部公民館でも、築後15年を経過しました。60年快適に使用するためには、長期的な視野にたった営繕計画が必要であります。実態はどうでしょう。私は、佐賀関を除く12館すべてに足を運んでみました。

集会室舞台裏に不明水が出て、シロアリが発生している公民館。舞台の緞帳が古くなり、ぼろぼろで、かろうじてひもでくくり補修をしている。空調設備からでた水滴で、天井におおきなしみができ、職員が天井裏を調査していたら

抜けてしまって大穴が空きあわてて修理したが、まだ他にも大きなしみのある場所がいくつかある。空調の微調整がきかなくなっており、夏場寒すぎると苦情が出る。雨漏りがひどく、雨が降るとバケツや雑巾が必需品となっている公民館は複数。その他数え上げればきりが無いほどの痛み具合です。危険箇所も多く見受けられますが、職員の皆さんが異口同音に言われるのは「予算がないといわれています・・・」どうにかしたいがどうにもならないという状況が伺えました。

築後 15 年から 36 年を経過する施設には大規模な改修をすべき時期もあるはずですが。かなりの営繕にかかる経費が必要なはずですが、平成 17 年度と 20 年度を比較してみますと、営繕にかかる経費は合わせて 3664 万円だったものが 2356 万円と 36% も削減されています。一方で公民館を利用する市民からは年間、3600 万円を超える利用料を徴収しながら、その利用料にも満たない営繕にかかる予算措置とはいかがなものか。

今後の地区公民館のあり方も含め提案を交えながら質問いたします。

- 1、 年間 109 万人もの市民が利用する地区公民館であり、60 年、快適に使用できるよう、古い施設を長く持たせる視野にたった計画的な修繕が必要ではないでしょうか。あわせて営繕にかかる経費の大幅な増額を求めます。
- 2、 中央公民館・西部公民館にはエレベーターがあり、南大分公民館は不十分ながらスロープがありますが、それ以外はバリアフリーが進んでいません。年次計画で、エレベーターの設置をするなどバリアフリー化を推進すべきではないでしょうか？
- 3、 空調設備の更新にあわせて、全館型の空調設備から、個室型、コイン式の空調設備に変更をし、その日の気温等に合わせた部屋の利用を市民が選べるようにしてはどうか。
- 4、 地区担当の地区公民館の主事や校区公民館の主事は基本的に週 3 日の勤務とし、校区公民館には報酬相当額月額 76,100、年額 91 万 3200 円を助成しています。しかし、公民館主事の勤務実態は土曜日・日曜日の行事や市民との協働のまちづくりのための公民館を核にした取り組みも増えており勤務実態は大変なものがあります。10 年間変わっていない報酬額の見直しを求めますが、同時に週 5 日は、勤務できるような補助金規定に変更し、勤務実態にみあったものにすべきではないでしょうか。